

札幌市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)に対する 御意見の概要と札幌市の考え方

札幌市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)に対するご意見の募集について、いただいた御意見の概要及びそれに対する札幌市の考え方は以下のとおりです。

なお、お寄せいただいた御意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことを御了承ください。

御意見募集の実施結果

1 募集期間

令和4年(2022年)8月9日(火)から令和4年(2022年)9月7日(水)まで

2 御意見の提出方法

持参、郵送、FAX 又は電子メール

3 配布資料

札幌市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)について

4 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階(市政刊行物コーナー)
- ・札幌市保健所生活環境課
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・札幌市公式ホームページ

5 意見提出者数と件数

14名、14件

6 意見の内訳

(1) 提出者の住所別

住 所	市内	市外	不明	合計
人 数	3	2	9	14

(2) 提出方法別

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
人 数	0	0	1	13	14

【お問合せ先】

札幌市保健福祉局保健所生活環境課
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 3階
電話：011-622-5182

市政等資料番号
02-F06-22-2069

御意見の概要と札幌市の考え方

No	御意見	札幌市の考え方
1	<p>可能ならば年齢制限を未就学児までにし、極力女の子は何歳であっても男湯の利用は控えたほうが良い。</p> <p>女湯に入っている8・9歳の男の子は、同じ年齢の女の子とは視線が違う。見られている方としては心地良くない。</p>	<p>札幌市では公衆浴場について、入浴者の風紀に必要な措置として、「札幌市公衆浴場法施行条例」において男女の混浴を制限しております。</p> <p>国では、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究）の研究成果や意見募集で寄せられた意見等を踏まえ、令和2年12月に、「公衆浴場における衛生等管理要領」を改正し、混浴を禁止する年齢を「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に引き下げました。</p> <p>北海道においても、国の要領に合わせて条例改正を行い、令和5年4月より、混浴を禁止する年齢を、原則10歳以上から7歳以上に引き下げることにしました。</p> <p>国や道の動向を踏まえ、札幌市としても、7歳以上の混浴を禁止することが適当であると考えております。</p>
2	<p>男の子は父親が、女の子は母親と一緒に入るのが当たり前だと思う。</p> <p>混浴でなければならない子どもをわざわざ公衆浴場に連れて行かなくてはならない状況がわからない。</p>	
3	<p>混浴が可能な年齢の引下げは、性犯罪防止の観点だけではなく、子どもの自立あるいは自律心、社会生活のマナーを守ろうとする規範意識を培うという意味でも非常に有効。</p> <p>小学校中学年くらいの女の子が、同じくらいの年頃の男の子が女風呂に入ってきたことに強い拒否感を示し、気の毒に感じたこともある。</p> <p>保護者にとってははいくつになってもかわいい我が子だが、他のお客さんにとってはそうではない。</p>	
4	<p>男女ともにきっちり性別ごとに分けて入浴すべき。</p> <p>女湯での子供の羞恥心を無視するようなケースも多発しており、これは性的虐待だと個人的には思う。</p> <p>「水着や体操服で隠れる部位等のいわゆるプライベートゾーンを、安易に見せてはいけない・見てもいけない、触らせてはいけない・触ってはいけない」という性教育に反してしまう。</p>	
5	<p>混浴は、家庭内で正しいしつけをすれば、年齢に関係なく男女関係なくお風呂に入れるものとする。</p>	
		<p>公衆浴場法では、「風紀に必要な措置」として、主として男女の混浴を禁止していることから、混浴を制限する規定は必要と考えます。</p>

